

尾張旭市指定給水装置工事事業者

指定更新手続について

- ◎ 令和元年10月1日に改正水道法が施行され、指定給水装置工事事業者制度に5年ごとの更新制度が導入されました。
- ◎ 「指定給水装置工事事業者」の更新を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【指定の更新に必要な書類】

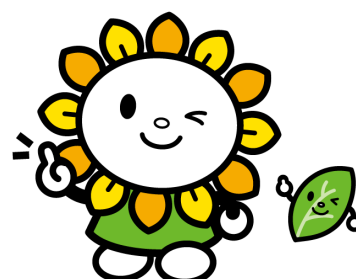
個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)	表面、裏面がありますので両面とも記入してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「機械器具調書」(別表)	機械器具調書に記載した器具の写真を調書に添付してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「誓約書」(様式第2)	
<input type="radio"/>	—	住民票	発行日から3カ月以内のものを添付してください。(※個人番号は表示しないでください。)
—	<input type="radio"/>	定款の写し	直近のものに、原本証明をしてください。
—	<input type="radio"/>	登記簿謄本 又は 登記事項証明書	発行日から3カ月以内のものを添付してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任している主任技術者の給水装置工事主任技術者免状 又は 技術者証 の写し	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者指定(更新時)確認事項シート	原則、メールにて提出。指定番号の記入は不要
※	※	事業所の不動産登記簿 又は 賃貸借契約書の写し	事業所所在地が住民票/登記簿謄本の住所と異なる場合に添付
※	※	事業所の外観写真	

【更新手数料】

7,000円

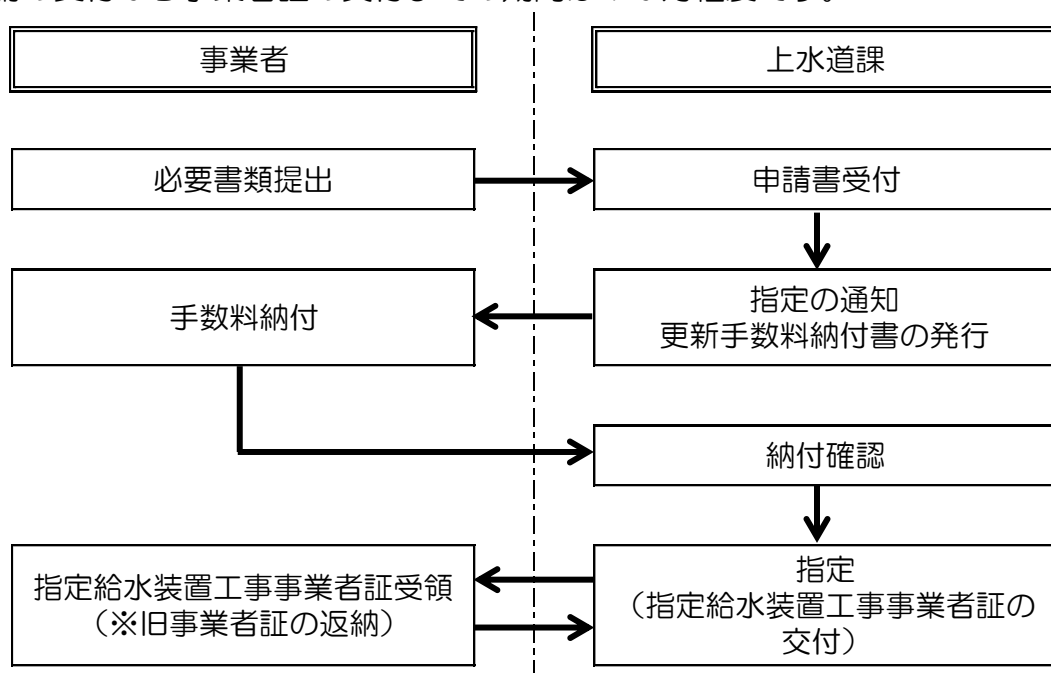
【申請場所】

尾張旭市役所上下水道部上水道課給水係
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1
電話 0561-46-8170(直通)
FAX 0561-52-5167
メール suido@city.owariasahi.lg.jp



【申請から指定までの流れ】

申請の受付から事業者証の交付までの期間は1か月程度です。



【その他】

- ① 提出する書類は各1部ご用意ください。
- ② 記入例・必要書類を確認し、提出書類に不備のないようにしてください。
- ③ 提出書類に不備がある場合は、申請を受理できないことがあります。
- ④ 新たな事業者証を受領する際に旧事業者証は返納していただきます。